

外国人介護福祉士合格者奨励事業

1 事業の目的

県内の介護サービス事業所に勤務する外国人介護職員の定着を図るため、介護福祉士国家試験に合格し、引き続き県内の介護サービス事業所に勤務する外国人介護職員（外国人留学生等が県内の介護サービス事業所に就職する場合を含む。）に奨励金を支給する法人に対し補助する。

2 対象者

この事業の対象者は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会の会員である介護サービス事業所を運営する法人とする。

3 事業内容

次に該当する外国人介護職員に奨励金を支給する、上記2に定める法人に対し補助する。ただし、外国人介護職員1人につき2回を支給限度とする。

- ① 自事業所に勤務する外国人介護職員が介護福祉士国家試験に合格した場合
- ② 介護福祉士国家試験に合格した外国人留学生等を採用した場合
- ③ 介護福祉士資格を持つ外国人介護職員を採用した場合
- ④ 上記①、②および③から継続して1年以上勤務した場合

4 補助金額

上記2に定める法人が支給した奨励金の額とする。

ただし、上記3の①から④につき、各50,000円を上限とする。

5 申請方法

補助金の交付を受けようとする法人は、毎年度4月1日から4月30日までの間に外国人介護福祉士合格者奨励補助金交付申請書（別紙様式）及び関係書類により申請するものとする。

6 補助金の交付決定

外国人介護福祉士合格者奨励補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

7 その他

この事業は、令和6年度の介護福祉士国家試験合格者から適用する。

8 申請・問合せ先

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号
社会福祉法人大分県社会福祉協議会 施設団体支援部
TEL：097-558-0319